

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

人権週間記念講演会
「身近にある様々な人権問題」
講師・・・柴原浩嗣氏
(一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事)

私たちの身近には、部落差別・いじめ・虐待・障害者差別・女性差別・ハラスメント等、様々な人権問題が存在しています。あなた自身が被害者や知らず知らずのうちに加害者にならないよう、人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くために、何をすればいいのかを考えてみませんか？みなさまのご参加をお待ちしています。

しほ はら こう じ
柴原浩嗣さんプロフィール

(一財)大阪府人権協会業務執行理事

ワークショップデザイナー ((一財)生涯学習開発財団認定)

ハラスメント防止コンサルタント ((公財)21世紀職業財団認定)

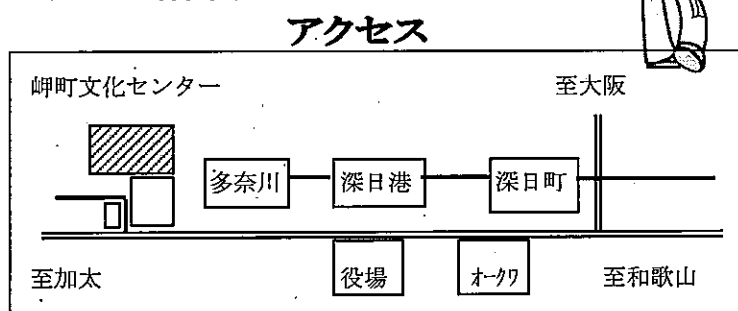
1986年より(財)大阪府同和事業促進協議会において勤務、総務部長等歴任。2002年(財)大阪府人権協会に改組し、人権啓発部長、理事(事業担当)、常務理事兼事務局長を歴任。2013年4月に(一財)大阪府人権協会となり、現在、業務執行理事を担当。

●日 時 ... 平成30年12月 8日(土) 午後 1時30分～

●場 所 ... 岬町文化センター 1階集会室

●定 員 ... 100名

●入場料 ... 無 料!



●お問い合わせ先 ... 岬町 総務部 人権推進課 TEL 072-492-2773

●主 催 : 岬 町 ●協 力 : 岬町人権協会・岬町人権擁護委員・岬町事業所人権問題連絡会

「ブロック塀等の撤去補助」のお知らせ

岬町では、平成30年10月に、地震による人的・経済的な被害を軽減するとともに、地震時の避難路の確保を図ることを目的として、道路に面した危険なブロック塀等の撤去費用に対する補助制度を創設しました。補助制度の概要は以下のとおりです。

補助制度の概要

【補助対象となるブロック塀等】

道路に面する高さ60センチメートルを超えるブロック塀等で、安全点検により安全が確認できないもの

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀をいい、ブロック塀等の一部にフェンスが存在するものを含む。

※道路：本町に存する大阪府又は岬町が管理する道路

※安全点検：「ブロック塀等点検表」により点検すること。

(注) 隣地境界の塀など、道路に面していないものは対象外です。

【補助対象者】

ブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去する者

【補助対象工事】

補助対象ブロック塀等の全てを撤去又は一部を撤去するもの

※ 一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが60センチメートル以下になるものであること。また、撤去後のブロック塀等が建築基準法の道路内に残存又は水路等の公共施設に突出しないこと。

【補助金額】

補助対象ブロック塀等の撤去工事に要する費用の2/3（上限額：150,000円）

【補助期間】

平成30年10月1日から平成31年3月29日まで

(裏面にも、「耐震診断補助・耐震改修設計補助・耐震改修補助のお知らせ」があります。)

「耐震診断補助・耐震改修設計補助・耐震改修補助」

のお知らせ

耐震診断補助について

住宅の地震対策を進めるためには、まずどの程度の耐震性があるのかを知る（耐震診断を受ける）ことが大切です。そこで、岬町では耐震診断を積極的に受けていただくために、耐震診断に要した費用の一部を補助しています。

【補助対象建築物】

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた民間の住宅(長屋住宅、共同住宅、併用住宅を含む)で、現に居住しているもの又はこれから居住しようとするもの

【補助対象者等】

補助対象建築物の所有者

【補助内容】

	補 助 金 の 額
木造住宅	耐震診断に要した費用の 10 分の 9 とし、1 戸あたり 45,000 円を限度とします。(ただし、耐震診断費用は補助対象建築物の延べ床面積 1 平方メートルあたり 1,000 円以内とします。)
木造以外の住宅	耐震診断に要した費用の 2 分の 1 とし、1 戸あたり 25,000 円を限度とします。

その他にも、

木造住宅の耐震改修設計に対する「木造住宅耐震改修設計補助」、
木造住宅の耐震改修に対する「木造住宅耐震改修補助」、
特定既存耐震不適格建築物※の「耐震診断補助」も実施しています。

※「特定既存耐震不適格建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条に規定するもの(現に使用しているものに限る。)をいいます。[病院、事務所、老人ホームなど]

※ 各補助制度の詳細については、下記問合せ先にご確認ください。

また、「岬町ホームページ」にも掲載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

問合せ先

岬町 都市整備部 建築課 建築係

TEL 072-492-2746

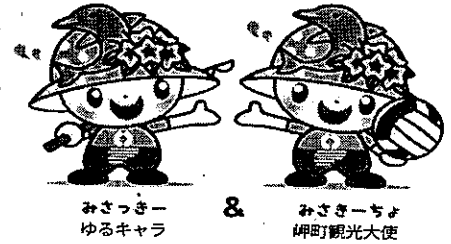
町営住宅入居者募集（改良住宅）

▼募集住宅

多奈川小田平住宅 3戸 住戸番号：1001、1501、2102

多奈川平野北住宅 2戸 住戸番号：302、1202

※犬、猫など動物の飼育はできません。



▼募集区分及び戸数

○一般世帯…2戸（小田平住宅2102、平野北住宅1202）

○子育て世帯…3戸（小田平住宅1001、1501、平野北住宅302）

▼応募者資格

以下の共通要件のすべてを満たし、それぞれの募集区分（世帯）の条件を満たしている方。

●共通申込資格

①現在、住宅に困窮している方。

※持ち家のある方は、原則として申し込みできません。

※町営緑ヶ丘入居者は、原則として申し込みできません。

②岬町営住宅条例で規定されている収入基準に適合する方。

③家賃の支払い能力がある方。

④連帯保証人がある方。

⑤応募者及び同居者が暴力団員でないこと。

※暴力団員とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者をいいます。

○一般世帯

共通申込資格のすべての条件を満たし、さらに、次の条件を満たしていること。

①現に同居者があり、入居人数が3名以上である方。

※単身者資格要件を満たせば、申し込みできます。詳しくは、お問い合わせください。

○子育て世帯

共通申込資格のすべての条件を満たし、さらに、次の条件を満たしていること。

①現に同居者があり、入居人数が3名以上である方。

②同居者に、中学生以下の子どもがいる方。

▼選考方法 公開抽選

過去3年間[※]に町営住宅に申し込み、落選した方については抽選倍率の優遇措置があります。

※過去3年間は、平成27、28、29年度とします。

▼入居予定 2月下旬以降

▼応募期間 12月5日（水）～21日（金）

▼申込用紙の配付場所

次の窓口で応募期間中配布します。

※いずれも土日・祝日は除きます。

○岬町役場建築課 住宅管理係 Tel492-2736（9時～17時30分）

○大阪府住宅相談室、淡輪公民館、ピアッツア5、道の駅みさき、道の駅とつとパーク小島

▼申込先・問合せ

○建築課 住宅管理係 Tel492-2736（9時～17時30分）